

令和3年度 神奈川県教育委員会への意見・要望に対する回答

【子どもたちの心のケアについて】

① 不登校児童・生徒の心のケア及びそのサポートについて

現在、神奈川県の公立小中学校の児童・生徒の不登校数は令和元年度に14,148人とされ（令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査）、前年度より1,500人ほど増加しています。さらに、この一年はコロナウイルスによる休学や各家庭の生活環境の変化などで、この数値はさらに変動しているものと思われます。こうした不登校の原因は様々と思われますが、その中で「子どもたちの心の病」は何らかの影響を与えていると思います。

昨年度の神奈川県教育委員会への要望書③「子どもの心の悩みを救う体制を整えることについて」に、これらの対応はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応しており、さらにスーパーバイザーを配置していると返答をいただいています。しかし現実にはスクールカウンセラーなどが、学校に来るのは月に1～2回程度と聞いており、十分な対応ができていないように思いません。事実、県の調査結果においても、「指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合」は下降傾向にあります。再度、スクールカウンセラーなどの人員配分の見直しと、一人一人の児童・生徒に対する個に応じた関わりをお願いしたいと思います。また「心の病」が感じ取れた場合、地域連携の一つとして医療機関とのつながりをもっと持っていただきたいと思います。

② 子どもたちのネット・ゲーム依存に対するケアについて

不登校児童・生徒の多くの家では、SNSやゲームなどを中心に過ごしている環境であると思われます。こういった環境は子どもたちの世界観を現実から引き離し、SNSやゲームの世界が中心となる生き方になるため、社会生活への復帰も難しくなると思われます。我が国でも現在、ネット・ゲーム依存が疑われている中高生は2012年に52万人だったのに対し、2017年には93万人に増えており（（独）国立病院機構久里浜医療センター依存症対策全国センター樋口進センター長データ）、その推移をみても今後対策が必要な重要な案件と考えます。そしてこの数値は今後増えていくことが予想され、さらに小学生などへの低年齢化も危惧されています。

このようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員を考慮した見直し、および「心の病」に対しての医療機関との連携、不登校指導、子どもたちの中心となっている「ネット・ゲーム依存」に対しての対応（医療機関との連携）を要望したいと思います。

(回答)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて

令和2年度には、スクールカウンセラーは、54,485件の相談に対応しており、その内訳は、小学校児童の相談件数が2,426件、中学校生徒の相談件数が13,373件、保護者の相談件数が10,612件、教職員の相談件数が28,074件となっています。

また、スクールソーシャルワーカーは、継続支援対象児童・生徒の抱える問題についての3,796件に対応しています。令和元年度より324件増加しており、学校だけでは解決することが困難な事案について、専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを活用されていることが伺えます。

令和4年度には、スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校174校に配置し、中学校区内の小学校にも対応します。また、配置校174校のうち23校を重点配置校とし、2名を配置します。スクールソーシャルワーカーについては、令和3年度から2名増員し、各教育事務所に50名を配置します。いずれも、令和3年度と同様にコロナ対応分として、5回の勤務回数を追加し、通常年間35回のところ、年間40回とし相談体制を拡充します。

限られた時間の中で効率的に相談業務に当たれるように、学校教育相談体制のさらなる充実とともに、研修会等によりスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ってまいります。

医療機関との地域連携について

学校では、子どもを組織的に支援する体制をとっており、スクールカウンセラーを含む教職員と関係機関をつなぐキーパーソンである教育相談コーディネーターを中心に、子どもの状況把握、情報共有、支援策の検討、保護者との協働や、医療機関も含めて関係機関との連携などを組織的に行っております。スクールカウンセラーは、こうした組織的な対応の中で、心理の専門家として、教職員と常に十分な意思疎通と情報の共有を行い、協働して業務を行っています。

ネット・ゲーム依存に関する対応について

県教育委員会では、ゲーム依存を含む行動嗜癖について、依存症に対する正しい知識の理解の促進に向けた研修を教員に対し実施しております。

また、行動嗜癖に対する理解のため、文部科学省が作成したリーフレットや指導参考資料を、市町村教育委員会をとおして各小中学校に配付しております。

さらに今年3月には、がん・疾病対策課作成の青少年向け動画及び漫画「もしもゲーム依存になったら」の作成に協力しており、こちらも市町村教育委員会をとおして各小中学校に活用の周知を図ってまいりました。

県教育委員会としては、以上のような取組を通じて、学校における子どもの組織的な支援体制等をさらに充実させるよう市町村教育委員会に対して引き続き働きかけてまいります。

【オンライン授業の導入について】

③オンライン授業の導入による通信環境に対する補助について

今年度、「オンライン授業」についてよく耳にするようになりました。

コロナ禍で密を避け、感染リスクを減らす意味では、効果があるとは思いますが、その反面で課題も多々あると考えます。まず、各家庭の通信環境などの整備についてです。

一人一台の学習端末PCが導入されたとはいえ、そうした機器を家庭で使うとなると、通信費は各家庭で負担することになります。いざという時にオンライン授業が各家庭の状況に依らずに、十分な教育効果を上げられるよう、各家庭の通信環境の整備や通信費負担についても、県教育委員会で何らかの補助等をしていただけるとありがたいと考えます。

(回答)

国は、「公立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための通信機器整備支援事業）」として、児童・生徒が学校教育活動の一環として行う家庭での学習活動等においてインターネットを利用するために、学校設置者の市町村が児童・生徒に貸与するためのモバイルルータ等を購入した経費について、1式1万円を上限に補助を実施しています。

県教育委員会としては、国の補助制度があることや、県の厳しい財政状況から、家庭の通信環境の整備や通信費に対する県独自の補助等を実施することは困難です。

県教育委員会では、市町村教育委員会に対して、国の補助金を活用した環境整備を働きかけるとともに、国に対しては、すべての児童・生徒が家庭学習においても端末を活用できるように、特に、低所得世帯の児童・生徒への通信費の支援を拡充するよう、全国都道府県教育委員会連合会を通じて引き続き要望してまいります。

【オンライン授業の導入について】

④情報モラル教育及びコミュニケーション能力の学びについて

オンラインでの教育を推進していくには、携帯、スマホも含め、学習端末を扱う際の情報モラル教育も、同時に進めていく必要があると考えています。

情報モラル教育について、県では、どのような方向性なのかをお聞かせいただきたいと考えます。

小、中学生の時期は、学校という場で、コミュニケーション能力を身につけていく大事な時期であると思います。コロナ禍にあっても、児童、生徒のコミュニケーション能力を高める学びは、大変重要であると考えています。そうした、生徒のコミュニケーション能力を高めるための県教育委員会の取り組みや今後の方針を教えていただきたいと思えます。

オンラインなど、学習端末を使用した学校教育が推進されればされるほど、実体験としてのコミュニケーション能力を高めるための教育活動の重要性は増すのではないかと考えています。

(回答)

情報モラル教育の取組について

I C Tを活用した学習が進む中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするために、各学校における情報モラル教育は極めて重要になります。

県教育委員会では、情報モラルを育成するための学習活動や学校と保護者等との間で共通理解を図っておくことが望ましいポイントの例などを記載した、令和2年10月に作成、令和3年4月に改訂をした「I C Tを活用した学びづくりのための手引き(小・中学校)」を県内の市町村教育委員会や各学校に周知しています。

コミュニケーション能力を高めるための取組について

コロナ禍における感染対策を踏まえた教育活動により、従来の学校が行ってきた取組に対応が求められました。また、G I G Aスクール構想の急速な進展により、一人一台端末の整備が図られ、授業や学校行事等の取組において、ツールとしてのI C Tを有効活用する実践も生まれています。また、そうした中、学校教育の特質の一側面である「集団の中で学ぶ」ことの大切さに焦点が当てられることになりました。

元来、小・中学校では、帰属意識の高い学級づくりやお互いの良さを認め、高め合うことができる学級づくりなどの、「学びに向かう集団づくり」をめざすとともに、児童・生徒に自信を持たせるような授業やコミュニケーションの力を育む授業の実現などの「児童・生徒が意欲的に取り組む授業づくり」のために指導・支援を充実させています。また、特別な教科道徳の授業は、教員と児童・生徒及び児童・生徒相互のコミュニケーションを通して、人間的な触れ合いが深まる大切な機会です。

このような主体的・対話的で深い学びを踏まえた学習指導に限らず、学級・学年の諸活動や学校行事、児童会・生徒会活動、クラブ活動等の特別活動を通して、児童・生徒の自己肯定感を高めることやコミュニケーション能力の育成、より良い人間関係の構築をめざすことが重要であると捉えています。

今後は、学校教育における「集団の中で学ぶ」意義をこれまで以上に重視し、様々な教育活動を通して児童・生徒のコミュニケーション能力を育むための実践について、市町村教育委員会と連携して、好事例の収集や共有を進めてまいります。

⑤【国・県の教育予算増額について】

国のGIGAスクール構想により、各校にタブレット導入や高速通信網整備が行われたことにより、より効果的な教育活動の展開が行われ始めています。

しかし、学校への大型ディスプレイ機器（大型液晶テレビ・テレビ台・プロジェクタなど）と、それらの機器とタブレットをつなぐ純正アダプター・HDMIケーブル、生徒が一斉に音が出るコンテンツ（音・動画など）を聞くとときや録音をするときに欠かせないマイク付きイヤホン、タブレットの持ち運びに必要な手さげ袋などを購入する予算が足りません。

市町村の消耗品費も切り詰められ、消耗品費での購入も厳しい状況です。今後、不登校生徒や新型コロナ感染症への感染を不安に思う生徒の欠席が続いたり、学級閉鎖や臨時休校が起きた時にオンライン授業を行いたくても授業を配信・録画したりするときに必要な三脚やもう1台のタブレット又はPCが不十分な状況で、こうした機器の購入予算もない状況です。

教師の中には、不足する機器類を私費で購入して授業に使用するケースも出てきており、「教師の私費購入に支えられているタブレット活用授業の展開」は至急改善を要するものと考えます。

国への教育予算増額を強く訴えていく活動をしていただくとともに、大幅に増額した県独自の予算措置を講じて、上記を要望します。

(回答)

学校に配備する大型提示装置（ディスプレイ等）や実物投影機（書画カメラ等）については、国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき、地方財政措置が講じられていることから、学校設置者である市町村において整備することとなっております。

また、消耗品の購入経費などの学校運営経費についても、設置者負担が原則となっております。

なお、県の独自の予算措置については、厳しい財政状況の中、慎重な財政運営を行っていかねばなりません。未来の神奈川を担う子供たちを育む教育環境の整備は大切であると考えており、県教育委員会としては、優先順位をつけて、様々なニーズに対応してまいります。

県教育委員会としては、大型提示装置、指導者用端末や遠隔通信システムなどの整備について、必要な財政措置を講じるよう、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、国に対して引き続き要望してまいります。

⑥【教職員の補充やスクールサポーターの充実】

先生方の多忙が目に見えます。

働き方改革ということで、夜は少し早く帰宅できるようですが、家庭に持ち帰りの仕事が増えていたり、その分時間内に終わらせるために子どもへの本来の手厚い教育が施されなかつたりしていないか不安に感じます。

先生をサポートする体制の充実化を是非お願いします。

また、先生方の指導力向上の為の教職員研修ももっと充実させて欲しいと思います。一例として先生の企業研修などを充実し、学校という環境から出ることで新しい気付きなどもあるかと思います。そういった教職員サポートの体制強化を切に望みます。

(回答)

教員をサポートする体制として、教員のサポート体制を強化することは大変重要と考えています。

県教育委員会では、教員の本来業務である、児童・生徒の指導に関わる業務の一部や、消毒作業等を行うスクール・サポート・スタッフを令和2年度から配置し、教員の勤務時間削減を図るとともに、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の整備に努めています。令和4年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中・特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを全校に配置しています。

また、県教育委員会では、幅広い地域住民の参画を得、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域学校協働活動を推進しております。地域と学校が協働して地域学校協働活動を取り組むことにより、教職員が子どもに向き合う時間が増えることが期待できます。

教員研修については、教諭等としての在職期間が5年に達した者が受講する「5年経験者研修」において、異業種の体験を通じて、組織の中で自らが果たすべき責任や役割を学び、教育活動に活かすことをねらいとした「社会体験研修」を実施しています。

社会体験研修は、社会福祉施設や社会教育施設、民間企業などの研修先の選定から、依頼、礼状送付等までの一連を研修とし、校長が指導、助言に当たるなど、教員のサポートをしています。

県教育委員会では、こうした取組を通じて、教職員をサポートする体制を強化し、教育の充実に努めてまいります。

⑦【子どもの育ちに必要な体制の整備】

人生において子どもの育ちを考える時、自己肯定感の育成、生活の安定、運動能力や学力の向上、心の充足、興味・関心・主体性の高まりなどたくさんの要素が重要になります。

どれが欠けても健やかな成長に影響があり、全ての子どもを環境を整えてあげたいところですが、過度な効率重視社会、核家族化、人間関係の希薄化により家庭にも体力がなくなっている現状があります。

また学校は多くの問題が表出しやすい場ではありますが、全ての問題に対応できる訳ではありません。

二宮町では、小学校3校、中学校2校が学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、活動しています。その中でも先駆けて導入された一色小学校では、一色笑（スマイル）ネットと称し、地域ボランティア・保護者主体のおやじの会・おかんの会が、様々な学校活動に協働し、成果を出しています。

今後さらに、県の推奨するインクルーシブ教育やコミュニティ・スクールを一層進めるために、一色小学校では平日校内の児童のフリースペース（居場所作り）や、地域の団体（子ども食堂など）との連携を視野に動いています。

しかし、常に問題となるのが、「責任の所在」「個人情報扱い」「無償ボランティアの限界」です。コミュニティ・スクール＝学校職員以外の地域の人的資源（保護者を含む）を活かすには、先生方全員が「社会に開かれた教育課程」という意識を持っていただくことが必須です。

また、地域学校協働活動推進本部（推進委員）については、その地域の活動状況に応じては、常勤もしくはそれに準じた体制での設置など柔軟な人件費の確保を求めます。

多様性を持った子どもの学びと成長を一番考えた時、学校や地域の力を最大限に発揮するために、コミュニティ・スクールに関する人件費拡充等は欠かせません。

しかし、トップダウン的な形だけの学校運営協議会では、教職員方の負担が増すだけになりかねません。学校・保護者・地域が、当事者意識を持って、積極的に取り組めるよう、県教育委員会の推進力に期待します。

(回答)

学習指導要領の前文には「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」とされています。

県教育委員会としては、この理念のもと、各学校が教育課程を適切に編成することができるよう、引き続き市町村教育委員会に対して働きかけを行ってまいります。

さらに、地域学校協働活動の核となる推進員の柔軟な配置を支援しておりますが、市町村が活動をさらに円滑に継続して進めるため、補助金の拡充等を国に要望してまいります。また、市町村が活動方法について相談しやすい環境をつくるため、推進員相互の

ネットワークづくりを促進し、つながりづくりを意識した研修等を引き続き実施してまいります。

また、平成 14 年から、すべての子どもが自らの力で解決することが困難な課題を教育的ニーズととらえ、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく支援教育に取り組んできました。

その理念を踏まえて、小学校におけるインクルーシブ教育の推進を図るため、政令市を除く 30 市町村の公立小学校各 1 校に非常勤講師を配置し、教職員や関係機関をつなぐ中心的な役割を担う教育相談コーディネーターの教員の授業時間を軽減することで、コーディネーターを中心として子どもをチームで支える校内支援体制を整備しています。

こうしたインクルーシブ教育の取組を学校・保護者・地域機関等の関係者が、当事者意識を持って推進していくために、理解・啓発の取組として「インクルーシブ教育推進フォーラム」の開催や、県教育委員会の職員を、依頼を受けて講師として派遣する事業や、ホームページでの情報発信等に取り組んでいます。

今後も、こうした取組により、地域に根ざした教育が推進されるよう取り組んでまいります。

⑧【学習格差支援について】

内閣府によると、困窮家庭の子どもは、学校の長引く授業自粛による教育機会の縮小と家庭の経済状況の悪化による影響を直に受け、子どもの家庭環境を背景とする「教育格差」は一層拡大したという報告があります。

このことから協議会所属の学校においても、通塾で校外学習をおこなっている子どもと、そうでない子どもの学習格差がここ数年でさらに拡大していると考えます。

憲法にある、家庭環境によらない子どもの能力に応じた教育機会均等のため、次の2点を強く要望します。

- ①教職員配置の充実による少人数学級や放課後補充学習の充実を図ること。
- ②学校を核とした地域学校協働活動として、寺子屋事業など地域人材を活用した学習面でのサポート、格差是正を図るための財政措置を講じること。
(特に学力差が生じやすい英数に対する検定サポートなど)

(回答)

少人数学級については、小学校の学級編制の標準を令和3年度から5年かけて、35人に計画的に引き下げることとされましたので、県教育委員会としても、今後、少人数学級の実施に向けて、必要な教職員の配置を行ってまいります。

子どもたちの成長を支える学習支援については、県教育委員会としても「地域未来塾推進事業」等を実施する市町村への補助を通じて推進しておりますが、今後も実施を希望する市町村を支援できるよう、引き続き補助金の拡充等を国に要望してまいります。